○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令

平成 14 年７月１日

警察本部訓令第 18 号

改正　平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 20 年８月 12 日本部訓令第 17 号、平成 24 年７月６日本部訓令第８号、平成 26 年３月 25 日本部訓令第 10 号、平成 27 年３月 27 日本部訓令第 18 号、平成 28 年３月 31 日本部訓令第５号、令和元年６月 13 日本部訓令第４号、令和元年 12 月 13 日本部訓令第８号、令和３年３月 30 日本部訓令第４号、令和４年３月 22 日本部訓令第５号、令和６年３月 25 日本部訓令第９号、令和７年３月５日本部訓令第３号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 26 号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 35 号。以下「府令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 11 号。以下「規則」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成 14 年香川県公安委員会規則第 13 号。以下「細則」という。）の規定に基づく自動車運転代行業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の取扱い）

第２条　警察署長は、自動車運転代行業に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第７条又は第 37 条の規定により、申請書等の記載漏れの有無、添付書類の有無等形式的要件について審査し、又は確認し、申請書等が法令に定められた形式上の要件に適合していないものについては、申請者に対し相当の期間を定めて補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

２　警察署長は、申請書等の提出を受けたときは、申請書等その他の関係書類の写しを作

成するとともに、別記様式第１号の受付簿に必要事項を記載してその処理結果を明らかにしておかなければならない。

３　香川県警察本部交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）又は警察署長は、申請書等その他の関係書類及びそれらの写しについて、自動車運転代行業者ごとに編さんし、香川県警察の文書管理に関する訓令（平成 14 年香川県警察本部訓令第３号）第２条第３号に規定する簿冊別に保存期間が満了するまで適切に保存しなければならない。

（認定申請）

第３条　警察署長は、規則第４条に規定する認定申請書の提出を受けたときは、別記様式第２号の自動車運転代行業認定等調査書（以下「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、別記様式第３号の自動車運転代行業認定等審査表（以下「審査表」という。）により審査し、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める審査基準（以下「審査基準」という。）に適合するか否かを判断した上、別記様式第４号の認定上申書に当該認定申請書、調査書、審査表その他の関係書類を添えて、交通企画課長を経由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。

２　交通企画課長は、警察署長から認定申請書の提出を受けた旨の連絡を受けたときは、別記様式第５号の管理簿に必要事項を記載してその処理結果を明らかにしておかなければならない。

（認定等）

第４条　交通企画課長は、前条第１項の規定による自動車運転代行業の認定に係る上申を受けた場合において、審査表により審査し、審査基準に適合すると認め、認定をしようとするときは、細則第３条第２項の自動車運転代行業認定協議書（以下「認定協議書」という。）にその旨の意見を付し、それにより知事に協議しなければならない。

２　交通企画課長は、前項の規定による協議に対する同意を得たときは、認定の決定をし、直ちに、上申に係る警察署長を経由してその旨を申請者に細則第２条の自動車運転代行業認定通知書により通知しなければならない。

（認定の拒否）

第５条　交通企画課長は、前条第１項の規定による審査の結果、審査基準に適合しないと認め、認定を拒否しようとするときは、香川県警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）の決定により認定協議書にその旨の意見を付し、それにより知事に協議しなければならない。

２　交通企画課長は、前項の規定による協議に対する同意を得たとき、又は前条第１項の規定による協議に対し同意を得られなかった場合において、交通部長による認定を拒否する決定をしたときは、直ちに、上申に係る警察署長を経由して細則第３条第１項の自動車運転代行業認定拒否通知書により申請者に通知しなければならない。

（自動車運転代行業認定台帳）

第６条　交通企画課長は、第４条の規定により自動車運転代行業の認定をしたときは、別記様式第６号の自動車運転代行業認定台帳（以下「認定台帳」という。）を２部作成し、その１部を認定の申請の上申に係る警察署長に送付しなければならない。

２　交通企画課長又は警察署長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その都度、認定台帳に必要事項を記載しなければならない。

（１）認定の取消しを行ったとき。

（２）変更の届出を受けたとき。

（３）廃業の届出を受けたとき。

（４）報告又は資料の提出を求めたとき。

（５）立入検査を行ったとき。

（６）指示を行ったとき。

（７）営業の停止を命じたとき。

（８）営業の廃止を命じたとき。

（９）その他認定台帳の記載内容に変更があったとき。

（認定の取消し）

第７条　警察署長は、認定を受けた自動車運転代行業者について、法第７条第１項各号に掲げるいずれかの事実を認知したときは、別記様式第７号の認定取消上申書に当該事実に係る報告書を添えて、速やかに、交通企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　交通企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、自動車運転代行業の認定の取消しを行う必要があると認めるときは、警察本部長の決定により細則第４条第２項の自動車運転代行業認定取消協議書にその旨の意見を付し、それにより知事に協議しなければならない。

３　交通企画課長は、前項の規定による協議に対する同意を得たときは、認定の取消しについて、公安委員会の決定により行政手続法第 13 条第１項第１号イの規定による聴聞の手続をとった上、公安委員会の決裁を受けなければならない。

４　交通企画課長は、公安委員会が自動車運転代行業の認定を取り消す決定をしたときは、

細則第４条第１項の自動車運転代行業認定取消通知書を作成し、処分を受ける自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、不利益処分の名宛人に交付し、処分を執行しなければならない。

（変更の届出）

第８条　警察署長は、規則第９条に規定する変更届出書（以下「変更届出書」という。）の提出を受けたときは、調査書により所定の事項を調査した上、審査表により審査し、別記様式第８号の変更届出上申書に当該変更届出書、調査書、審査表その他の関係書類を添えて、交通企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　交通企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、審査表により審査し、適当と認めるときは、細則第５条第２項の自動車運転代行業者変更届出通知書により知事に通知しなければならない。

３　交通企画課長は、第１項の規定による上申に係る変更届出書が、他の都道府県公安委員会の認定に係る自動車運転代行業者より提出されたものである場合は、細則第５条第１項の自動車運転代行業者変更届出通知書により当該公安委員会に通知しなければならない。

（廃業の届出）

第９条　警察署長は、法第９条第１項又は第２項の規定による廃業等届出書の提出を受けたときは、廃止の事由を確認し、別記様式第９号の廃業等届出報告書に当該廃業等届出書を添えて、交通企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

２　交通企画課長は、前項の規定による報告を受けたときは、細則第６条の自動車運転代行業廃業等届出通知書により知事に通知しなければならない。

（最高速度違反行為等に係る指示）

第 10 条　法第 19 条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条の２第１項、第 58 条の４及び第 66 条の２第１項の規定による指示を行う場合は、細則第７条第１項の指示書を作成し、処分を受ける自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、不利益処分の名宛人に交付し、処分を執行しなければならない。

２　前項に定めるもののほか、同項に規定する指示に係る事務処理要領については別に定める。

（安全運転管理者等の解任命令）

第 11 条　交通企画課長は、法第 19 条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 74 条の３第１項及び第４項に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者（以

下「安全運転管理者等」という。）が府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則第９条の９第１項第２号ロに掲げる違反行為を行った場合において、法第 19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の３第６項の規定による解任命令（以下「解任命令」という。）を行う必要があると認めるときは、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長に対し、解任命令の上申を行うよう通知するものとする。

２　警察署長は、前項の規定による通知を受けたとき、又は解任命令を行う必要があると認めたときは、別記様式第 10 号の解任命令上申書に解任命令を行う理由となる事実を証明することができる資料を添えて警察本部長に上申を行うものとする。

３　交通企画課長は、警察署長から解任命令上申書の送付を受けたときは、公安委員会の決定により行政手続法第 13 条第１項第１号イの規定による聴聞の手続をとった上、公安委員会の決裁を受けなければならない。

４　交通企画課長は、公安委員会が安全運転管理者等の解任命令の決定したときは、細則第８条の解任命令書を作成し、処分を受ける自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、不利益処分の名宛人に交付し、処分を執行しなければならない。

（是正措置命令）

第 12 条　交通企画課長は、自動車運転代行業者が、法第 19 条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 74 条の３の規定(第５項を除く。)を遵守していないため、代行運転自動車、随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長に対し、法第 19 条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 74 条の３第８項に規定による必要な措置をとるべきことの命令（以下「是正措置命令」という。）の上申を行うよう通知するものとする。

２　警察署長は、前項の規定による通知を受けたとき、又は是正措置命令を行う必要があると認めたときは、別記様式第 10 号の是正措置命令上申書に是正措置命令を行う理由となる事実を証明することができる資料を添えて警察本部長に上申を行うものとする。

３　交通企画課長は、前項の上申を受けた場合において、自動車運転代行業者に是正措置命令をしようとするときは、交通部長の決定により行政手続法第 13 条第１項第２号の規定による弁明の機会を付与しなければならない。

４　交通企画課長は、第２項の上申及び前項の弁明を審査し、自動車運転代行業者に対し是正措置命令をすることが相当と認めるときは、細則第９条の是正措置命令書を作成し、

命令を行う自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、不利益処分の名宛人に交付し、処分を執行しなければならない。

（自動車の使用制限命令等）

第13条　法第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第２項、第75条の２第１項又は第75条の２第２項に規定による自動車の使用制限命令を行う場合は、細則第 10 条第１項に規定する自動車（車両）使用制限書を作成し、処分を受ける自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、不利益処分の名宛人に交付し、処分を執行しなければならない。

２　前項に定めるもののほか、同項に規定する使用制限命令等に係る事務処理要領については別に定める。

（報告及び立入検査）

第14条　交通企画課長は、法第21条第１項の規定により自動車運転代行業を営む者に対し報告又は資料の提出を求めるときは、細則第 11 条第１項の自動車運転代行業に関する報告等要求書を交付しなければならない。

２　交通企画課長及び警察署長（以下「交通企画課長等」という。）は、交通部長の指示により法第21条第１項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）を行うものとする。この場合において、交通企画課長等は、知事と緊密な連携を図り、原則として共同で立入検査を行うものとする。

（指示等）

第15条　交通企画課長は、法第22条第１項の規定により自動車運転代行業者に対し指示する必要があると認める事案（以下「指示対象事案」という。）を認知したときは、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長に対してその旨を通知するものとする。

２　警察署長は、前項の通知を受けたとき、又は自ら指示対象事案を認知したときは、別記様式第11号の指示処分上申書に指示対象事案に係る報告書を添えて、速やかに、交通企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

３　交通企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、自動車運転代行業者に対し指示をしようとするときは、交通部長の決定により行政手続法第13条第１項第２号の規定による弁明の機会を付与しなければならない。

４　交通企画課長は、第１項の規定による上申及び前項の弁明を審査し、自動車運転代行業者に対し指示することが相当と認めるときは、細則第12条第１項の自動車運転代行業に関する指示書を作成し、処分を受ける自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を

管轄する警察署長を経由して、不利益処分の名宛人に交付し、処分を執行するとともに、細則第 12 条第２項の自動車運転代行業者指示通知書により知事に通知しなければならない。この場合において、警察署長は、当該処分の履行状況を確認し、交通企画課長に報告しなければならない。

５　交通企画課長は、第１項の規定による上申及び第３項の弁明を審査し、自動車運転代行業者に対し指示しない場合であっても、業務の適正な運営の確保に資すると認められるときは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、別記様式第 12 号の自動車運転代行業に関する注意書を交付するものとする。

（営業の停止）

第 16 条　交通企画課長は、法第 23 条第１項の規定により自動車運転代行業者に対し営業の停止を命ずる必要があると認める事案（以下「営業停止対象事案」という。）を認知したときは、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長に対してその旨を通知するものとする。

２　警察署長は、前項の通知を受けたとき、又は自ら営業停止対象事案を認知したときは、別記様式第 11 号の営業停止処分上申書に営業停止対象事案に係る報告書を添えて、速やかに、交通企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

３　交通企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、自動車運転代行業者に対し営業の停止を命じようとするときは、警察本部長の決定により細則第 13 条第２項の自動車運転代行業停止命令協議書にその旨の意見を付し、それにより知事に協議しなければならない。

４　交通企画課長は、前項の規定による協議に対する同意を得たときは、営業の停止について、交通部長の決定により行政手続法第 13 条第１項第２号の規定による弁明の機会を付与した上、公安委員会の決裁を受けなければならない。

５　交通企画課長は、公安委員会が営業の停止を命ずる決定をしたときは、細則第 13 条第１項の自動車運転代行業停止命令書を作成し、処分を受ける自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、不利益処分の名宛人に交付し、処分を執行しなければならない。この場合において、警察署長は、当該処分の履行状況を確認し、交通企画課長に報告しなければならない。

（営業の廃止）

第 17 条　交通企画課長は、法第 24 条第１項の規定により自動車運転代行業を営んでいる者に対し営業の廃止を命ずる必要があると認める事案（以下「営業廃止対象事案」という。）を認知したときは、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警

察署長に対してその旨を通知するものとする。

2　警察署長は、前項の規定による通知を受けたとき、又は自ら営業廃止対象事案を認知したときは、別記様式第 11 号の営業廃止処分上申書に営業廃止対象事案に係る報告書を添えて、速やかに、交通企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

3　交通企画課長は、前項の規定による上申を受けた場合において、自動車運転代行業を営んでいる者に対し営業の廃止を命じようとするときは、警察本部長の決定により細則第 14 条第２項の自動車運転代行業廃止命令協議書にその旨の意見を付し、それにより知事に協議しなければならない。

4　交通企画課長は、前項の規定による協議に対する同意を得たときは、営業の廃止について、交通部長の決定により行政手続法第 13 条第１項第２号の規定による弁明の機会を付与した上、公安委員会の決裁を受けなければならない。

5　交通企画課長は、公安委員会が営業の廃止を命ずる決定をしたときは、細則第 14 条第１項の自動車運転代行業廃止命令書を作成し、処分を受ける自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、不利益処分の名宛人に交付し、処分を執行しなければならない。この場合において、警察署長は、当該処分の履行状況を確認し、交通企画課長に報告しなければならない。

（処分移送通知書の送付）

第 18 条　交通企画課長は、規則第 17 条の処分移送通知書を送付するときは、処分に係る事案に関する資料その他処分を行うために必要な書類を併せて送付しなければならない。

（受領書）

第 19 条　警察署長は、申請者又は自動車運転代行業を営んでいる者に対し公安委員会が発する書面を交付する場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより受領書を徴するよう努めるものとする。この場合において、徴した受領書は、交通企画課長に送付しなければならない。

（審査請求等の教示）

第 20 条　申請に対する処分又は自動車運転代行業を営んでいる者に対する不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第１項又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第１項の規定による教示は、当該書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第 82 条第１項の規定による教示は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成 28 年香川県公安委員会規則第３号）第 26 条に規定する教示文を記載して行うものとする。

（手数料）

第21条　警察署長は、香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第４号）別表第10に規定する事務の手数料を、同条例第３条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）及び香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第２号）の規定により収納しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成14年７月１日から施行する。

（香川県警察の事務の決裁に関する訓令の一部改正）

２　香川県警察の事務の決裁に関する訓令（平成13年香川県警察本部訓令第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成17年11月17日本部訓令第16号）

この訓令は、平成17年11月17日から施行する。

附　則（平成20年８月12日本部訓令第17号）

この訓令は、平成20年８月12日から施行する。

附　則（平成24年７月６日本部訓令第８号）

この訓令は、平成24年７月９日から施行する。

附　則（平成26年３月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月27日本部訓令第18号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日本部訓令第５号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月13日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

２　改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和元年12月13日本部訓令第８号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附　則（令和３年３月30日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和３年３月30日から施行する。

２　改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和４年３月 22 日本部訓令第５号）

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

２　第２条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令別記様式第３号による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和６年３月 25 日本部訓令第９号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月５日本部訓令第３号）

１　この訓令は、令和７年６月１日から施行する。

２　改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

（別記様式　省略）